

事業主様

平成27年3月16日

東日本紙器厚生年金基金  
理事長 北原茂樹  
(公印省略)

## 掛金率据置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、皆様方には多大なるご心配を掛けていることを深くお詫び申し上げます。

一昨年（平成25年10月18日通知）より、制度変更実施（給付水準見直し等）に伴う掛金の変更についてご理解をいただいておりますが、この度、第99回代議員会において、平成27年4月からの掛金率を据え置くことと決定いたしました。これにより、平成26年4月からの掛金率を平成27年4月以降も適用させていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

### ○ 据置の掛金率

【平成26年4月分からの掛金率】 平成27年4月以降変更なし

#### 65歳未満

区分	加入員 (変更なし)	事業主	合計
普通	20	80	100
掛金	／1000	／1000	／1000

#### 65歳以上

区分	加入員 (変更なし)	事業主	合計
普通	20	55	75
掛金	／1000	／1000	／1000

◎加入員負担 変更なし（現行とおり） 1000分の20

◎賞与支払時の事業主・加入員負担 変更なし（現行とおり）

事業主 1000分の21

加入員 1000分の20